

田邊町報

號 外

昭和二十二年九月三日發行
京都府綴喜郡田邊町
編輯兼 西 正 進
發行人 西 正 進
印刷人 吉 山 益 太 郎
發行所 京都府綴喜郡田邊町役場

日支事變と舉國一致町民の覺悟

田邊町長 吉 山 虎 三

北支事變勃發して、約貳ヶ月思ひ起せば七月七日夜半、蘆溝橋附近に於て、從來我れと提携して、北支の治安に任じ在りし、彼第二十九軍の突如不法射撃に端を發し、飽迄隱忍靜觀し以て、事件の極力擴大をさけたる我が皇軍も遂に、膺懲の火蓋を切るに至つたのであります。にも不拘我方は、和平解決の望みを棄てず、局地的の解決に努力して一旦二十九軍が平和的解決を承諾したるに、又々七月十日夜に至りて、更に不法攻撃し然も頻りに第一線の兵力を増し、西苑部隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等、挑戰準備を備へる等、言語に絶する卑劣な計劃の武力抗日は遂に皇軍の怒りを買ひ、斷乎應戰の重大決意をなすに至りたるは、又必然の成行と言はねばなりません。

其の後事態は益々惡化急迫し、近くは上海の我が陸海兩軍等の活動空軍の威力は各所隨所を潰滅掃蕩し、聴くも敢無き慘狀と莫大なる

損害を蒙りながら、尙性懲りもなく狂暴を恣まにし、皇軍を惱まし續ける兇徒は憎みても猶残りあり、さりながら其の暴舉は自ら墓穴を掘るものと謂はねばなりません。此の時本町も多數の勇士が召され、在郷軍人として既に御覺悟の上とは謂ひながら、内には一家の主人として、若くは其の主たる働き手として、家族扶養の責任を負担しておらるゝ方のみであり誠に國家の爲に足勢に存じま

す、因より一朝有事には一切を抛つて、勇躍征途に著き苟も日本國民としての最大の使命を果すに憂なく、一度大命に接した軍人は其の命する所に従ひ、老親も妻も子も、弟妹も又嬉んでこれを送り出すといふ事が眞に、皇國を思ふ精神其のもの、發露でなければなりません。乍然國家の爲に最高の犠牲に赴かんとする、勇士をして、其の家族の生活に對する後顧の憂なからしめる用意は、國家として將亦我々

町民として當然に講じなければならぬ義務でありまして、國家の存立の爲に御互國民が種々の形で犠牲を拂はねばならぬ事は論を俟たないのであります。

因より生還を期せず、其の生命を捧げて第一線の戦塵渦中に、辛慘を嘗め何物をも不顧、只赤誠溢るゝ愛國の至情が、國防の貳字に盡きて、今晝夜の氣候變轉甚しき彼地に暴支膺懲の義戰に従ひつゝある將兵士に對し深甚の敬意と感謝を表せざるを得ないのであります。此の感謝感激は銃後の國民に義憤昂まりて、競ふて恤兵献金を行ひ日夜其の取扱所を忙殺されておるとの報導を聴くにつけ、盡忠報國の氣魄全土に漲り、流石に國民皆兵の精華を如實に物語るものと存じます。

本町も今回尙武會評議員、區長、方面委員、小學校長及各種の團体長等の御會合を得、相諮りて出征軍人後援會を組織し、一層第貳線國防の守りを堅くし、出征軍人家族の慰問慰恤の方法を講ずる事となりました。

其の要項は稿を改めて掲載してありますから御熟讀下さい。茲に本町國家總動員の實を擧ぐるに完成し、現地にある將兵士の意を安んじ、其の家族をして毫も不安をさけしむるの方針が樹立致したので御座ります。之れ我が町民が「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」と仰せられた御聖旨を奉体し、其實行以て永遠に國土の安泰を期し、上至尊の御軫念

を安じ奉るものなりと確信致します。

就ては今後此の目的を遺憾なく達成するに當り、町民各位に相當の負担を課す事と存じます。

諸氏亦此の覺悟あらん事を切望するものであります。

終りに聖戰勇士諸士の武運長久と、御健康を御祈りして擱筆致します、

銃後の護りは田邊町出征軍人

後援會で致しませう

去ル十四日午後三時當町役場に尙武會評議員各區長、方面委員、小學校長及軍友會、郷軍分會、消防組、青年團、國防婦人會、愛國婦人會、町婦人會、女子青年團等の團體長各位が御足勞下さいまして、本町出征軍人後援會が生れました。此の事は既に皆様も夫々の機關を通じて御承知の事と存じますが、今左に會則を御知らせ致します。

誕生日尚淺くも本會の責任は眞に重大であります、本會の盛衰は一に皇國興廢の鍵であります。

田邊町出征軍人後援會々則

第一章 總則

第一條 本會ハ田邊町出征軍人後援會ト稱シ本町ニ居住スル銃後ノ町民ヲ以テ組

織ス

第二條 本會ノ事務所ヲ田邊町役場内ニ置キ支部ヲ各區公會堂ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ舉國一致國民ノ協同責務タル國防ノ本義ニ立脚シ本町出征軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ且ツ義勇奉公ノ精神ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第四條 前項ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、應召員應召部隊ニ編入セラレタルトキハ其ノ家族ニ對シ慰問金トシテ金參拾圓ヲ年二回ニ分チ贈與ス

但シ應召期間一年ヲ超ユル時ハ金貳拾圓ヲ尙一年ヲ經過スル毎ニ全金額ヲ贈與ス

二、出征軍人ノ家族並ニ遺族ノ保護及勞力奉仕ヲナスコト

三、前項ノ事業ヲ左ノ方法ニヨリ行フ
一、本町各種ノ團體ハ常ニ和衷協力シテ軍人家族ヲ訪問シ其ノ家庭ニ則シタル勞力的後援奉仕ヲ必要ノ都度直ニ行フ

一、本事業ハ夫々支部ニ於テ前項ノ奉仕ヲナスモノトス

第三章 會費

第五條 本會々員ハ本町ニ居住スル各團體員並ニ之レニ準ズルモノ及ビ一般町民

トス

第四章 役員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、副會長 一名

一、支部長 四名

一、副支部長 四名

一、評議員 若干名

一、幹事 若干名

一、理事 若干名

第七條 會長ニハ町長(尙武會長)ヲ副會長ニハ助役之レニ充ツ

第八條 支部長ニハ各區長ヲ副支部長ニハ各區長代理ヲ以テ之レニ充ツ

第九條 評議員ハ本町尙武會評議員、方面委員及各種團體長ヲ以テ之レニ充ツ

第十條 幹事ハ區會議員協議員及各種團體ノ副長班長等之レニ準ズルモノヲ以テ之レニ充ツ

第十一條 理事ハ本町兵事主任、書記ヲ以テ之レニ充ツ

第十二條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ支部長會並ニ評議員會ノ議長トナル

第十三條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 支部長並ニ評議員ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ其ノ召集ニ應ジ左ノ事項ニ付キ議決スルモノトス

一、本會會則ノ變更及其諸規則ノ制定變更

一、出征軍人ノ家族、遺族ニ對スル後援慰恤等ノ程度方法

一、其他本會ニ於テ重要ト認ムル事項

第十五條 支部長ハ支部ヲ總理シ其ノ區ニ於ケル必要ト認ムル事項ヲ議決スル幹事會ノ議長トナル

第十六條 副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十七條 評議員ハ其ノ所屬支部ノ事業ニ付テモ支部長ノ招集ニ應ジ支部ノ協議ニ參與ス

第十八條 幹事ハ支部長ノ招集ニ應ジ支部ノ事業ニ關スル議決ヲナスモノトス

第十九條 理事ハ會務一切ヲ處理ス

第二十條 支部ニ於テ行ヒタル事業ハ都度本會ニ報告シ常ニ本會ト緊密ナル連絡ヲ保ツモノトス

第五章 會計

第二十一條 本會ニ要スル費用ハ本町尙武會之レヲ支辨シ其ノ經理ハ本會ニ於テ行フ

附則

第一條 會議ハ支部長、評議員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テス

第二條 支部ノ會議モ前條ノ規定ヲ準用ス

第三條 本會ハ平和克服ト同時ニ消滅スルモノトス

田邊町尙武會事變並ニ戰時扶助規程の制定

本町尙武會が今次の事變に鑑み出征軍人家族に對し事變並に戰時扶助規程を制定致しました。

此の規程は前掲の出征軍人後援會と相俟つて在郷軍人又は現役軍人中より出征せられたる場合は其の出征に際して祝職と餞別を贈り、出征後の家族に對しては、家族中年齡滿十三年未滿及六十一年以上の者に本會より相當の扶助をなす事となりました。

但しこの扶助は戸數割一戸平均額以下の家族に適用されるのであつて、又此の區分を戸數割五圓以下と、五圓以上十圓以下と、十圓以上一戸當額以下とに別ちまして、此の扶助率が定まつております。然して會の扶助を受ける家庭が若し國又は府の軍事扶助法によりて受けられたる額と同一と或は國又は府の扶助額が多き場合は扶助を致しませんが一之れと反し軍事扶助額が町の扶助額より少ない場合はその差額を扶助致す事となつております、勿論此の扶助規程には特別の事情ある場合は尙武會評議員會に諮りて前述の事項を變更し得る條文がありますから實際に當り都度

細密に調査熟慮の上本規程の目的とする出征軍人家族扶助に萬遺憾なきを期する方針であります。

昭和二十二年徵兵検査は去る五月十八日當町小學校に於て行はれ本月二十五日京都府廳に抽籤執行相成りました、其の結果を左に御知らせ致します。

種別	兵種	抽籤番號	氏名
甲種	高射砲兵	一三	吉田岩夫
全	歩兵	一一	原田弘一
全	野砲兵	二三	北尾孫爾
全	重砲兵	三〇	中尾己之助
全	歩兵	一〇二	小林喜一郎
全	輜重兵	七	鈴木粂造
全	工兵	一六	山村實
全	飛行兵	現役志願	村上秋治
甲種	第二補充兵役編入		加藤知二
全	全		中村春夫
全	全		野口幸次郎
全	全		北川紋太郎
全	全		久下繼夫
一乙	電信兵	二	北川忠次郎
全	飛行兵	一四	西村貞吉
全	高射砲兵	九	小西半一
全	重砲兵	七	南平
全	輜重兵	籤外二	村田三雄
全	歩兵	七一	西川治夫

全	全	三	北	川	正
二	乙	輜重兵特務兵	三九	市川	郁夫
全	全	歩兵	一八	南	須賀男
全	全	歩兵	八三	森村	葦一
全	全	電信兵	五	柳原	時造
全	全	輜重兵特務兵	五三	村上	正雄
全	全		一一	大崎	廣武

勤勞報國は銃後の務め

現下の時局に際會し特に軍需工業方面に人的不足を傳へられております。これは決して平時の人員が不足致したのでなく、國家總動員が必然的に此の軍需工業要員の戰時体制によつて増充されるのであります。

我京都府に於ても陸海軍作業廳より此の軍需工業職夫を大々的に然も從來の如き採用上の形式にとらはれず、身体強健、志想強固の人物を年齢は十七八才より四十才前後（男女を不問）の範圍に志願者を募集されております。第一線に送り皇國の生命を荷ひ勇壯奮戦せられる將兵士に對し、何を以てか感謝に酬ゆる銃後の守りを致すべきや、これこそ戰闘に支障を來さない様軍需品の充實であります。心あるもの職業意識に因る報酬の善い、悪いに關せずして、眞に勤勞報國の義奮に燃ゆる方は役場又は區長に御申出下さい。詳細は役場へ御越し下さいれば御説明申上ります。

樺井先生の出征を送る

慈父の如く慕はれ愉快な先生、樺井先生も愈々出征せられました。「ヤツテ來マス」とあの赤黒い顔に木津川水泳場で鍛へられた頑強な御體に日本刀の味を含くめて勇ましく懐しい教へ子等に送られ征途につかれました。「ヤツテ」下さい先生その髻で?

私等は待つております先生の花々しい御活躍ご御勳功の御知らせを。

筆の餘滴

編輯子



△校庭楠ノ木の陰より毎朝學びの兒等を黙視され此の學園によく學べく遊べよと。

△二宮尊徳先生の幼時の銅像は本町助役相山徳重氏の寄贈であまして、學ぶ者は勿論一般民も先生の在りし往時を追懷して兒童教養に一段の努力と感心が齎されます。

△非常時が叫ばれてより以來準戰時々代の聲高く、一觸即發の時代も今や過ぎました。排日侮日と宣傳に妙を得た憎き支那は今我等が滿腔の誠意と感謝を以て御送りした、皇軍によつて滅茶苦茶に敗戦、これでもまだ我が身の程を知らず敵向ふとは何と情けない國民ではないか。

却つて衰れを感じざるを得ない。
△名譽の負傷をされたと承る竹村正三君の一日も早く御全癒を神かけて御祈り申し上げます。

△高村安夫君が將校の一員としてあの明晰な頭腦と十分の隙、油斷のない天型的武人。本町より出したる事は誠に名譽である。

勝るとも劣らない巨軀太田中尉殿が待期せられておるとは心強いではありませんか。

△見送りに國防婦人會員の實に多い事は時局と對照して之れ又力強い感に打たれます。どうか一時の流行に捉はれず永遠に國婦の使命を果たされん事を望む。

